

掛川市訓令甲第1号

広報かけがわ発行規程（平成17年掛川市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月31日

掛川市長 久保田 崇

第4条第1項中「企画政策部市長政策室長」を「企画政策部広報・シティプロモーション課長」に改める。

第5条第1項中「企画政策部市長政策室広報広聴係長」を「企画政策部広報・シティプロモーション課広報広聴係長」に改める。

第7条第1項中「企画政策部市長政策室広報広聴係」を「企画政策部広報・シティプロモーション課広報広聴係」に改める。

附 則

この訓令甲は、令和4年4月1日から施行する。